

# 事業概要説明シート

事務事業番号 10202110019

事務事業名	新規就農研修事業		
事業開始年度	2012(H24)年度～	担当部署	地域振興部 農政課

根拠法令	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(技術習得支援事業)
実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(一部委託:平成24年度においては総合契約検査室と通じて教育計画策定支援を外部委託。平成25年度においては、協力農業者組織「ひらかた農業師範の会」へ教育カリキュラム策定支援事業委託を随意契約→恒常的委託)
目的(何のために)	市内の農業者の協力により講義と実地研修によって、次代を担う農業者を育成する仕組みを構築することで、農業振興に向けての課題である後継者不足を解消していく。
対象(誰・何を対象に)	新規就農希望者及び農業者
事業内容	農林水産省の新規就農・経営継承総合支援事業「技術習得支援事業」を活用して、平成24年度は教育計画策定、平成25年度は教育カリキュラム策定、その上で平成26年度は新規就農研修事業を本格実施する。当事業は市域をはじめ、大阪府域において、主に高等学校以上の教育課程を終了した就農希望者や他産業からの就農希望者及び農業者等を対象として広く農業研修を行う。
類似事業	なし
事業の必要性	都市農業と農地を守るためには、たとえ少数であっても「業」としての農業を担う人材を育成することが不可欠であり、次代を担う農業経営者を育成することを目的とする当事業はこれらの課題に取り組むにあたり必要であると考えます。

コ ス ト		H23年度決算		H24年度決算		H25年度当初予算	
		従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費
正職員	- 人	- 千円	0.80 人	6,400 千円	0.80 人	6,325 千円	
再任用職員	- 人	- 千円	0.00 人	0 千円	0.00 人	0 千円	
非常勤職員等	- 人	- 千円	0.00 人	千円	0.00 人	千円	
人件費計(A)	- 千円		6,400 千円		6,325 千円		
直接経費(B)	- 千円		970 千円		1,000 千円		
総事業費(A+B)	- 千円		7,370 千円		7,325 千円		

財源内訳		H23年度決算		H24年度決算		H25年度当初予算	
国庫支出金	- 千円		959 千円		1,000 千円		
府支出金	- 千円		0 千円		千円		
受益者負担(使用料等)	- 千円		0 千円		千円		
その他	- 千円		0 千円		千円		
一般財源	- 千円		6,411 千円		6,325 千円		

平成24年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容		金 額
	意見聴取会の報償金		124 千円
	教育計画を作成するための経費(消耗品費・印刷製本費・通信運搬費)		356 千円
	視察のための旅費		490 千円

事務事業名	新規就農研修事業		
事業開始年度	2012(H24)年度～	担当部署	地域振興部 農政課

	活動指標もしくは成果指標	単位	H23年度	H24年度	H25年度(見込み)
活動実績	① 平成26年度研修生の応募人数	人	-	-	5
	②				
	③				
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	① 事業費/平成26年度研修生の応募人数	円	-	-	1,465
	②				
	③				
成果目標 (目標とする成果)	平成24年度:教育計画の策定 平成25年度:教育カリキュラムの策定 (・教育カリキュラム策定検討委員による検討会・協力農業者組織の構築・平成26年度研修生の募集) 平成26年度:新規就農研修事業の実施 (・教育カリキュラムに基づく農業実習と講義の実施・平成27年度研修生の募集)				
比較参考値 (他自治体での事業の例など)	農林水産省の新規就農・経営継承総合支援事業「技術習得支援事業」を活用した取り組みの実施は、 ・研修受入農家等を対象としたコースの新設(県農大等) ・実施研修に座学を加えた研修の実施(農業法人等) が挙げられるが、本市が取り組むような市町村を主体とした当事業の取り組みは把握をしていない。				
特記事項	市では、研修修了生が円滑に就農できるよう、貸借対象となる農地の下限面積30aの制限を緩和し、小さな面積からでも農地の確保ができるようにするため、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改定に取り組んでいる。あわせて、研修修了生が市内で農業に従事できる仕組を整える必要があるため、農地の貸し手から市が委任を受け、利用権の設定をはじめ貸借のコーディネートができる農地利用集積円滑化事業を実施する予定である。 また、国の青年就農給付金(経営開始型)を活用することができる「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」の策定に取り組む。				
一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策(平成25年度)	現状のまま継続	平成25年度には教育カリキュラムの策定、平成26年度に事業を開始することで、本市農業の将来を担う新規就農者や地域農業のリーダーとなる農業経営者を輩出していく。			
一次評価結果(平成25年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート体制の進め方がカギとなるが、現状はどうなっているのか</li> <li>・費用対効果の検証が必要では</li> <li>・本市の農業施策をふまえながら本事業の有効性・効果性の検証を行うべきでは</li> </ul>				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	現状のまま継続	従事者の高齢化や後継者が育たない状況が進んでおり、農の担い手の確保は喫緊の課題である。(仮称)枚方版農業学校を修了した人が円滑に就農できるよう、農業委員会等関係機関の協力を得て、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を改定し、貸借対象となる農地の下限面積要件を緩和し、これに併せて市が貸し手から委任を受けて利用権を設定する農地利用集積円滑化事業を実施する予定である。 新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱に、事業実施主体は、教育改善計画において設定した目標等の達成状況及び教育効果について、事業実施期間及び事業終了後3年間、研修修了生へのアンケート調査や営農状況の調査等を行い、事業効果の検証を行うとともに、その後も継続的な研修修了者のフォローアップと教育の改善につとめるものとして定められているため、これに基づき事業成果の検証を行っていく。			